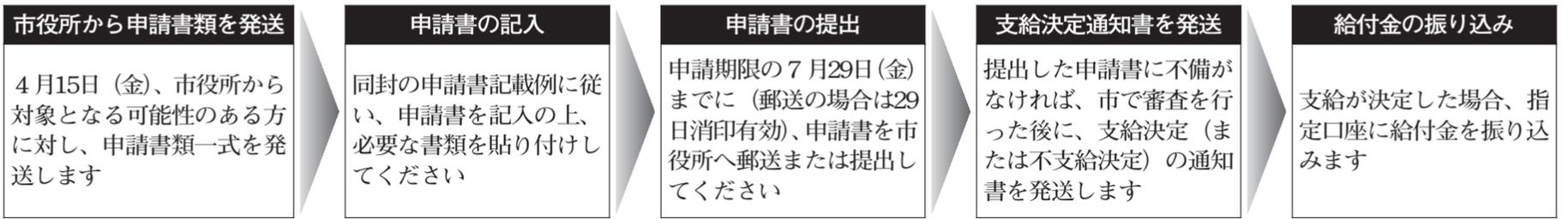
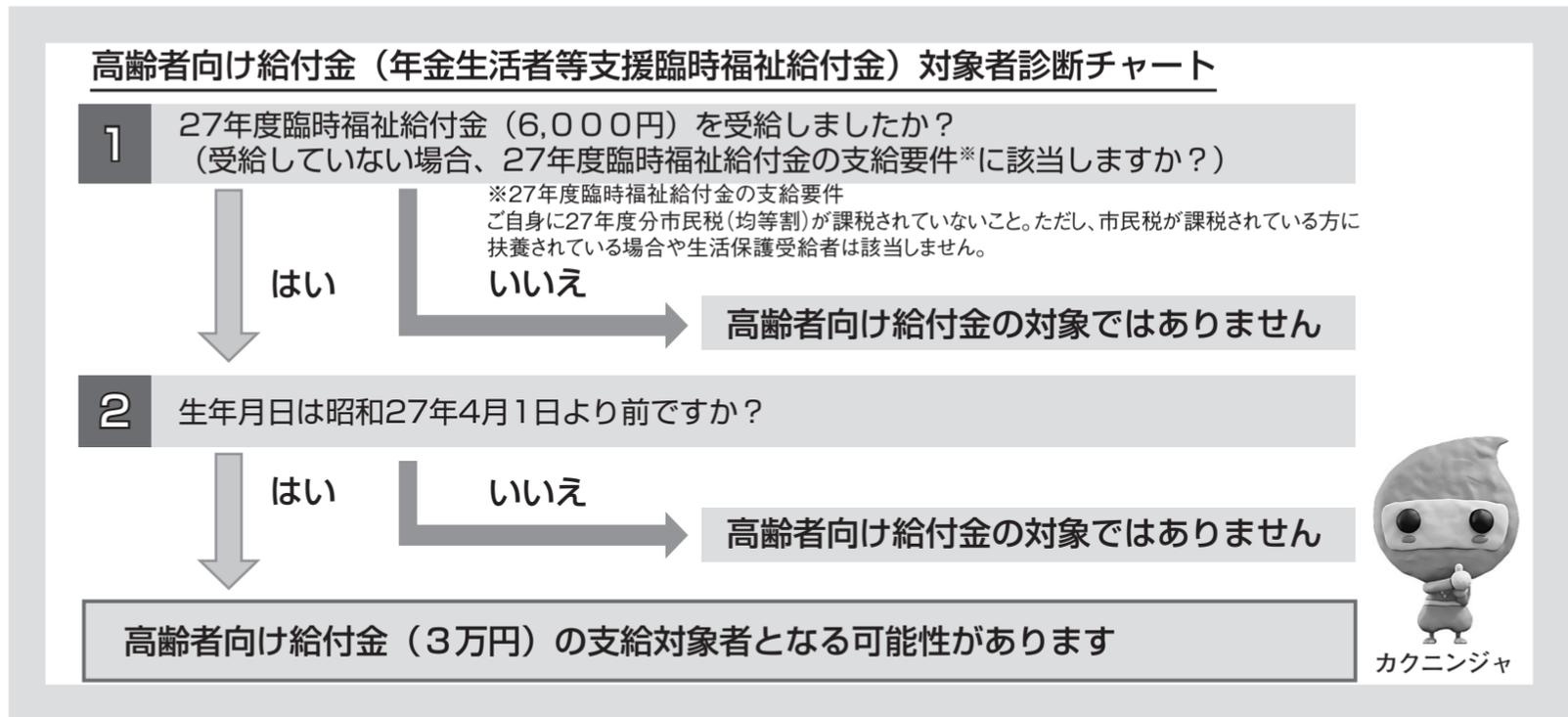


## ▼申請から給付までの流れ



※申請から振り込みまではおおむね1カ月半程度を予定していますが、それ以上かかることもありますので、あらかじめご了承ください。  
 ※審査を経て支給を決定します。申請書が届いた方でも給付対象にならない場合がありますので、ご了承ください。

## ▼支給対象者判定チェック



## ▼Q & A よくある質問

**Q** 年金を受給していることは必要ですか?

**A** 高齢者向け給付金の支給に当たっては、年金の受給に関わらず支給要件を満たせば、支給の対象になります

**Q** 基準日(平成27年1月1日)の翌日以降に引っ越しをしたのですが、転居先の市町村でも申請できますか?

**A** 高齢者向け給付金は、基準日(平成27年1月1日)時点で住民登録があった市町村から支給されることになっています  
 転居先の市町村ではなく、基準日(平成27年1月1日)時点で住民票があった市町村に申請してください

**Q** 27年度臨時福祉給付金の支給対象者でしたが、申請の締め切りに間に合わず受給できませんでした。この場合でも高齢者向け給付金の支給対象になりますか?

**A** 27年度臨時福祉給付金の支給対象者には、支給要件を満たして、給付金を受け取っていない方も含まれます  
 「28年度中に65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)」であれば、高齢者向け給付金の支給対象者となります

**Q** なぜ、高齢者向け給付金は生活保護受給者には支給されないのですか?

**A** 基準日(平成27年1月1日)時点で、生活保護受給者は、生活保護費の支給により最低限度の生活が保障されています。また、高齢者向け給付金を支給したとしても収入認定される(生活保護費から差し引かれる)ため、受給者の手取り収入の増加にはつながりません。そのため、原則として支給対象外となります

**【注意事項】**

DV(配偶者からの暴力)被害を受け、他の市区町村から住民票を移さずに、基準日(平成27年1月1日)時点で市内に居住の方は、東久留米市で申請できる場合がありますので、ご相談ください。



### 高齢者向け給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に、ご注意ください

- 市や都・厚生労働省などがATM(銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません
- 市や都・厚生労働省などが、「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません